

出席停止となる主な感染症

本人の十分な休養と早期快復、集団感染を防ぐために法律で決められているものです。出席停止期間中は欠席扱いにはなりませんので、医師の指示に従ってください。診断書などの提出は必要ありません。

	病名	出席停止期間
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好*になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

第三種感染症の出席停止期間は、「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」となっています。具体的な登校してよいかの基準は以下の通りです。

	病名	登校の基準
第三種	溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療開始後24時間を経過していること
	手足口病	本人の全身状態が安定*しており、発熱がなく、口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる場合
	感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）	下痢や嘔吐症状が消失し、全身状態の良い*もの
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まり、症状が改善し、全身状態の良い*もの

* 全身状態の判断は医師の指示に従ってください